

運輸安全マネジメントに関する平成24年度の取組みについて

富山地方鉄道株式会社

平成18年10月の運輸安全一括法施行に伴い、運輸事業に対する安全マネジメントが導入され、当社におきましてもこの間、全社を挙げて輸送安全の推進に努めております。

ここに、平成24年度の運輸安全マネジメントに関する取組について取りまとめを行いましたので、ご報告いたします。

今後とも、より一層安全な輸送の実現に取り組んでまいりますので、地鉄電車・バスの一層のご愛顧をお願い申し上げます。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し、安全性向上の指導的役割を果たしてまいります。
- (2) 従業員は輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつけます。
- (3) 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施します。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化をはかり、法令に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行います。

II. 事業別取り組み

II-1 鉄道・軌道事業(安全報告書)

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

1. 1 安全基本方針

I. に記載の通りです。

1. 2 安全重点施策

安全重点施策を次の通り定め、取り組んでいます。

- (1) 安全マネジメントを確実に実行するため、輸送安全に関する「計画の策定」、「実行」、「評価」、「改善」を実施し、安全対策を不断に見直します。
- (2) 輸送の安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に関わる関係法令及び安全管理規程並びに関係規程に定めた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

2. 1 平成24年度の安全目標及び結果

(期間) 平成24年4月1日～平成25年3月31日

(1) 重大事故ゼロ

①鉄道事業

昨年7月に、上滝線上堀駅構内におきまして、列車脱線事故が発生しました。

関係の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

当社ではソフト、ハード両面から再発防止に取り組んで参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

②軌道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

(2) 人身事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に人身事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に人身事故の発生はありません。

(3) 踏切障害事故削減

当該期間に1件発生しており、昨年同期は5件で、4件減少しています。

発生 of 1件は、警報機及び遮断機のない踏切（自動車通行禁止踏切）において、自動車が直前で進入し、電車と接触した事故です。

尚、事故が発生した踏切には交通安全運動期間に注意喚起の幟旗を設置するなど、再発防止に取り組んでおります。

踏切に進入の際は、交通法規を遵守していただきますようお願い致します。

(4) 道路障害事故削減

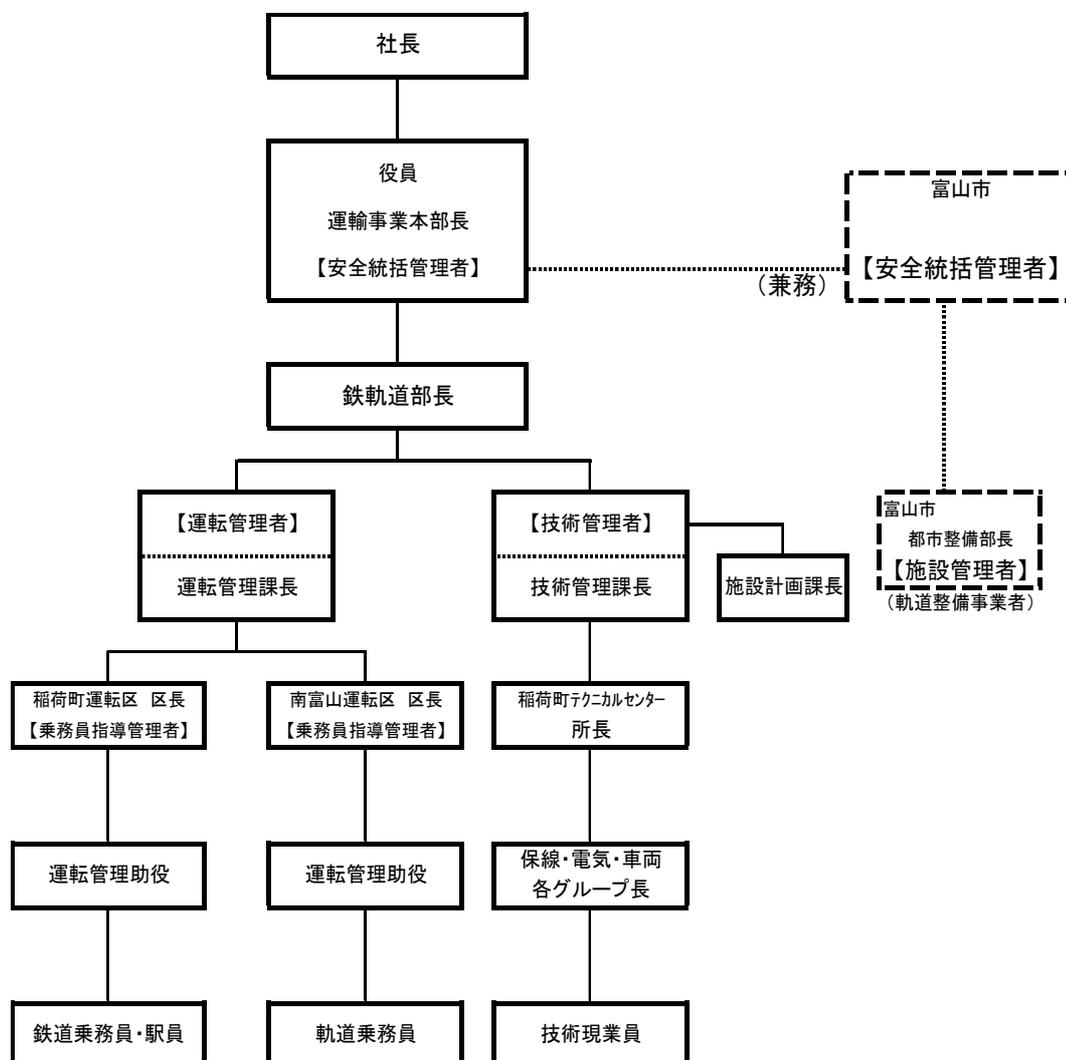
道路障害事故とは、道路上（軌道敷）で路面電車と自動車や人などが接触する事故をいい、当該期間に18件発生いたしました。昨年同期は24件で、6件減少しています。

これらの事故のほとんどが、後方から来る電車の接近を確認されずに右折やUターンをされた場合に発生しています。路面電車の走行区間で右折等をされる際には、後方を十分に確認していただくようお願い致します。

また、当社といたしましても、軌道線全車両にドライブレコーダーを設置し、事故はもとより危険な状況が発生した場合に乗務員からの申告により画像データを抽出、解析し、全乗務員にその情報を提供することで、危険な箇所、時間帯等を再認識させ、事故防止に努めております。

2. 2 安全管理体制と方法

(1) 安全管理組織



(2) 安全マネジメント委員会

安全マネジメント委員会では、輸送安全に関する目標や計画、乗務員やその他の係員の教育・研修計画ならびに情報共有化等について審議するとともに、これらの実施結果等についての報告が行われます。

また、出席者は委員及び事務局のほか、招集者として現業部門の職場長はもとより、乗務員の代表者なども出席します。

【安全マネジメント委員会の構成】

| 役 職 | 構 成 員 |
|-----|--|
| 委員長 | 取締役社長 |
| 委 員 | 常務取締役運輸事業本部長（鉄道・軌道事業安全統括管理者）、取締役経営管理部長（自動車事業安全統括管理者）、自動車部長 |
| 事務局 | 鉄軌道部運転管理課長（運転管理者）、同技術管理課長（技術管理者）、自動車部運行管理課長 |

(3) その他の安全管理方法

上記の他、社内会議や部門別安全委員会を通し、安全管理の徹底をはかっています。

3. 法第19条及び法第19条の2の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 重大事故

先に記載しました、鉄道線での列車脱線事故が該当します。

当該事故については、発生直後に原因究明及び再発防止対策を協議する会議を開催したほか、経営トップをはじめ、安全統括管理者及び関係者が全線を徒歩巡回し、整備が必要な個所について指示を行った上で、施設の修繕並びに保守作業係員の教育訓練を実施しました。

(2) インシデント

鉄道事業及び軌道事業とも当該期間に該当インシデントの発生はありません。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

4. 1 平成24年度の主な実施状況

4. 1. 1 輸送安全に対する設備の整備状況

(1) 継電連動装置更新工事

本線 上市駅、早月加積駅、西魚津駅の継電連動装置更新

工事費 64,236千円

(2) 車両整備工事

①鉄道線 一体圧延車輪交換1両 工事費 1,698千円

②鉄道線 運転状況記録装置10両 工事費 6,230千円

③軌道線 一体圧延車輪交換4両 工事費 6,774千円

(3) トンネル補強工事

本線 深谷トンネル補強工事 工事費 39,500千円

(4) コンクリート枕木交換工事

本線 稲荷町～越中荏原駅間、他 工事費 42,557千円

(5) 鉄道線道床更新工事

工事費 3,180千円

(6) レール交換工事

本線 下立～内山駅間、他 工事費 18,123千円

(7) 木枕木交換工事

本線 浦山～音沢駅間、他 工事費 23,235千円

(8) 立山線落石防護工事

立山線 本宮～立山駅間 工事費 4,310千円

(9) 軌道線軌道改良工事

地鉄ビル～電気ビル間 工事費 28,830千円

(10) 踏切関係設備の整備

①踏切保安装置設置

警報機、遮断機設置（第4種より第1種に格上げ）

立山線 千垣踏切（横江～千垣駅間）

工事費 11,848千円

②踏切無警報防止対策工事

本線 15箇所、立山線 6箇所、
不二越線 1箇所、上滝線4箇所

工事費 9,784千円

③踏切制御用送受信機更新

本線 上市～宇奈月温泉駅間
不二越・上滝線 大泉～月岡駅間
送信器5台、受信器4台 更新

工事費 3,475千円

④踏切収容箱の更新

本線 5踏切

工事費 3,086千円

⑤踏切遮断機の更新

本線 住吉踏切（2台）
経田小学校踏切（2台）

工事費 2,539千円

4. 1. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 部門別安全委員会の開催

安全マネジメントの推進については、運転・技術の各部門別に安全委員会を開催して活動方針等を定め、それぞれの目標に対して、概ね4ヶ月を1サイクルとして乗務員及び技術係員が自主的活動として実践しています。

(各部会・班ごとのテーマと主な実施内容)

①運転部会

1) 鉄道班

- ・車内傷害事故・ドア傷害事故の防止

車内確認マニュアルの見直しを行い、それに基づき車内確認を実施し、事故防止に努めました。

- ・雪害による併発事故の防止

発生状況や危険個所の調査を行い、雪崩発生時や積雪時の運転継続判断基準を作成し、事故の未然防止と二次災害防止に取り組みました。

ロ) 軌道班

- ・ 車内マイクの活用

マイクの活用推進運動期間を設け、車内傷害事故防止を呼びかける等、車内マイクを活用した事故防止に取り組みました。

- ・ 交差点での道路傷害事故防止

「交差点での事故ゼロ」運動期間を設け、ヒヤリ・ハット映像の視聴により交差点付近での危険な状態や運転操作の注意点等を把握し、道路障害事故の未然防止に取り組みました。

② 保線部会

- ・ 軌陸式バックホウの作業方法の手順書の作成

新たに導入された軌陸式バックホウの作業手順書及び作業前点検表を作成し、ヒューマンエラーによる事故の防止に取り組みました。

- ・ 橋梁の待避場の設備状態の確認

橋梁の待避場の設備状態を調査し、危険箇所について補修整備により改善をしました。

- ・ 立ち会い作業におけるマニュアルの設定

橋梁補修工事や枕木交換工事などの外注工事の立ち会い作業における確認漏れを防止するためにマニュアルを作成しました。

③ 電気部会

- ・ 踏切事故防止

遮断桿降下時の自動車の進入は、接触事故に繋がることから遮断桿の視認性の向上を図りました。

- ・ 緊急時を想定した実務訓練

過去の事件事例を参考に事故発生から復旧までの訓練を実施し、緊急時の作業手順の再確認をするとともに未経験者への技術の継承と作業員の知識の向上を図りました。

- ・ 回路制御機付転てつ機の電気接点凍結防止

転てつ機の回路制御機内にヒーターを取り付け、冬期間に結露が原因で発生する回路制御機の電気接点の接触不良を防止しました。

④車両部会

- ・軌道線 7000 型オイルレスメタル取り付け車両の管理

軌道線 7000 型に試験導入したオイルレスメタルについてメタル焼けによる不具合、材質による電食がでないか確認し、今後の管理について検討しました。

- ・軌道線 9000 型車輪形状の監理

軌道線 9000 型の車輪の摩耗の追跡調査を実施し、使用限度の設定することで、検査係員の勘違いや思いこみによる見落としを防止しました。

- ・軌道線 9000 型定期検査マニュアルの作成

軌道線 9000 型は車軸のない特殊な車両であるため、定期検査マニュアルを作成し、能率よく検査を実施するとともに、作業員の知識の向上を図りました。

(2) 安全マネジメント内部監査の実施

平成 24 年度に実施した安全マネジメントの推進状況等を確認するため、次の通り内部監査を行いました。

①経営管理部門監査

平成 25 年 4 月 15 日

(監査対象) 社長、常務取締役運輸事業本部長 (鉄道・軌道事業安全統括管理者)、取締役経営管理部長 (自動車事業安全統括管理者)

②管理部門・現業部門内部監査

平成 25 年 5 月 2 日

(監査対象)

- ・管理部門 鉄軌道部運転管理課、技術管理課、施設計画課
- ・現業部門 稲荷町運転区、南富山運転区、稲荷町テクニカルセンター

(3) 年末年始輸送安全総点検

12 月 10 日から翌年 1 月 10 日の期間において、安全に関する総点検を実施いたしました。

この期間には、自動車部門を含め会社全体として総点検に取り組んでおり、鉄道・軌道事業では、乗務員に対する点呼・添乗指導の強化や、設備の精密点検等を実施しました。

総点検期間中には、社長や安全統括管理者が各職場を巡視し、

安全総点検に関する事項はもとより、日頃の安全への取り組みについても、督励や指示を行いました。

(4) 輸送安全・サービス向上旬間

7月21日から30日の間で実施いたしました。

この期間は、夏の交通安全県民運動と時期を同じくしており、年末年始輸送安全総点検に準じ、点呼・添乗指導の強化や、設備の点検等を行うほか、輸送最盛期を迎えるにあたり、サービスの向上についても取り組みました。

(5) 全国交通安全運動

春及び秋の全国交通安全運動では、特に踏切事故防止に重点を置いて、通学路での通行指導の他、近年事故が発生した踏切や、遮断桿の折損が多い踏切を中心に、注意を喚起する幟旗を設置するなど、啓発にも努めました。また、遮断機や警報機、安全柵、カーブミラーなどの点検を行いました。

(6) ヒヤリ・ハット調査の取り組み

当社鉄道・軌道部門では、平成20年3月からヒヤリ、ハット調査に取り組んでおり、情報の共有化によるヒューマンエラーの防止を目指しております。

4. 1. 3 輸送安全に関する研修等の実施状況

(1) 運転関係業務研修会

運転関係従事員（乗務員、駅員、管理者）全員を対象とした研修会を、夏と冬の2回開催しました。

この研修には、社長が出席し、現業従事員に対して直接、安全輸送の意義等について講話を行っているほか、安全マネジメントの推進や冬期の安全対策等について研修を行いました。

(2) 運転関係実務研修会

年末年始輸送安全総点検の期間前後に、鉄道及び軌道の乗務員に対し、実地研修を行っています。

内容としては、車両故障時の取扱や降積雪時の運転操作、機器取扱等としています。

4. 1. 4 踏切事故防止対策の実施状況

(1) 踏切安全指導

①全国交通安全運動期間の取り組み

春及び秋の全国交通安全運動期間中に、通学路に指定されている踏切のなかから約9カ所を選定し、小学生を主な対象として安全通行指導を行っており、その際には正しい踏切の渡り方を指導し、当社で作成した事故防止チラシの配布や、啓発グッズの配布等を行っています。

②踏切安全教室

沿線の学校、児童クラブ等からの要請により出前で踏切安全指導を行っており、平成24年度は2回、係員が出向いています。今後とも地域や学校と連携を取りながら、臨機に対応をはかってまいります。

(2) その他の取り組み

踏切事故防止については、遮断機・警報機の新設や非常押しボタンの設置等、設備面からの対策をはかっているほか、電車の前照灯を常時点灯するとともに気笛吹鳴により、電車の接近を早めにわかっているように努めています。

また、交通安全運動等の期間中には車内放送で事故防止についてPRを行っています。

さらに、事故の発生した踏切には、注意を喚起する看板を設置するなど、事故防止に取り組んでいます。

4. 2 平成25年度の主な実施計画

4. 2. 1 輸送安全に対する設備の整備計画

(1) トンネル補強工事

(2) 枕木交換工事

(3) レール交換工事

(4) 踏切関係工事

①踏切無遮断防止対策

②踏切保安装置更新

- ・制御用送信器、受信器更新

- ・踏切機器収容箱更新

- ・踏切整流器更新

(5) 継電連動装置改修

- (6) 軌道改良工事
- (7) 車両関係工事
 - ① 一体圧延車輪の交換
 - ② 運転状況記録装置の設置
 - ③ 電動空気圧縮機抵抗器の更新
 - ④ デ 7000 型の電源装置の更新

4. 2. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 平成 25 年度目標

① 鉄道・軌道運輸部門

「重大事故ゼロ」、「人身事故ゼロ」、
「道路障害事故の削減」、「踏切障害事故の削減」

② 鉄道・軌道技術部門

「重大事故の防止」

(2) 鉄軌道部門安全委員会の開催

管理者と現業部門の職員が一体となって推進する、鉄軌道部門安全委員会を設置しており、職種別に部会を設け、部長、課長、職場長に加え現業員の代表がそれぞれ参加・出席し、輸送の安全確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

(3) 輸送安全に関する運動

- ① 年末年始輸送安全総点検
- ② 安全輸送・サービス向上旬間
- ③ 全国・県民交通安全運動

(4) 輸送安全に関する研修等

- ① 運転関係業務研修会、実務研修会
- ② 技術関係業務研修会
- ③ 若年技術者研修会
- ③ 運転士フォローアップ研修
- ④ 運転士に対する演習問題の実施
- ⑤ 避難・復旧訓練の実施

4. 2. 3 踏切事故防止対策の実施

踏切保安装置の整備の他、踏切安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

Ⅱ-2 自動車事業

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

I. に記載の通りです。

2. 輸送の安全に関する平成24年度目標及び達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を策定いたしました。

(対象期間) 平成24年4月1日～平成25年3月31日

(1) 有責事故件数の減少

前年同期間より2件減少しました。

(24年度有責事故発生件数62件)

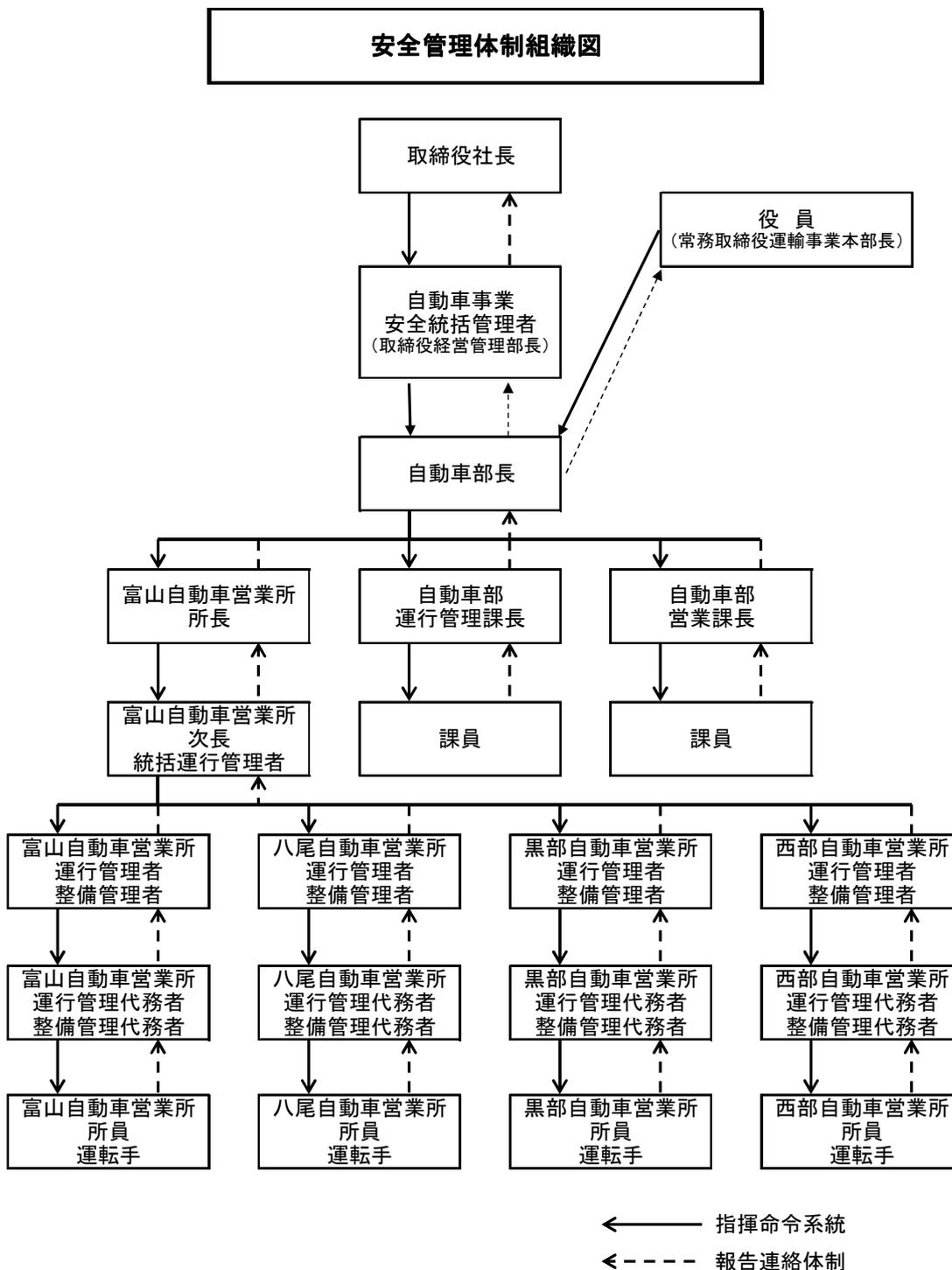
(2) 重大事故の撲滅

期間中の自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故)件数

・運転事故 1件

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

【自動車事業安全管理体制組織図】



4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直しします。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。
- (5) 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施いたします。
- (6) 輸送安全に関する情報の共有化を行い、意志の疎通を図ります。
- (7) 内部監査を実施するなど、必要な対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図ります。

5. 輸送の安全に関する計画

まず平成25年度目標は、前年度に引き続き最終目標である「有責事故件数の減少」「重大事故の撲滅」を達成するため、その具体的な取り組みとなる「確実な点呼の実施」「入念な車両点検・整備の実施」を掲げ、それを実施、チェック、改善しながら取り組んで参ります。

また事故防止および輸送安全に関する活動として、

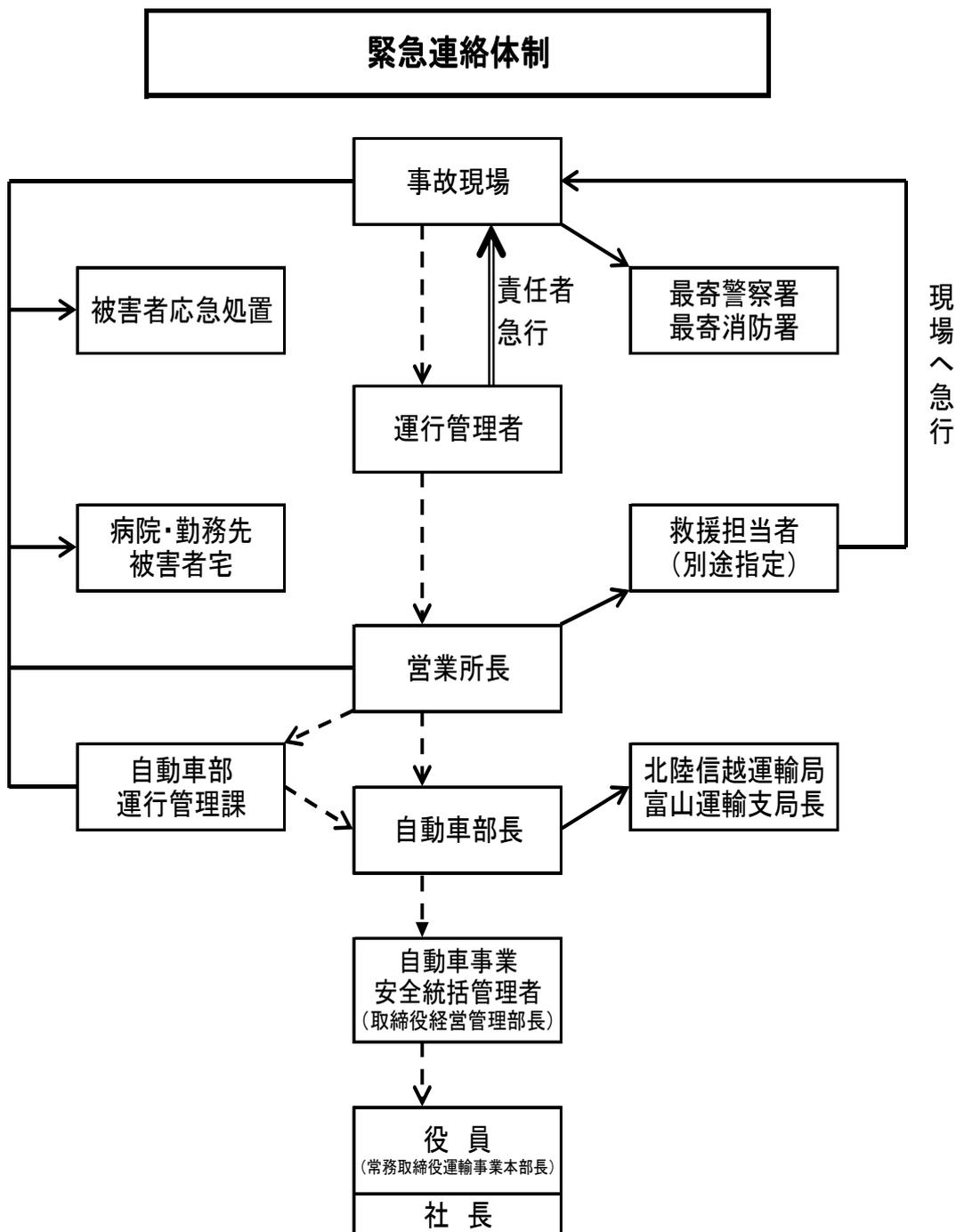
- (1) 営業所において事故防止支部委員会を開催し、事故の防止に向けた具体的な取り組みを行います。
- (2) 本社部門と営業所運行管理者による事故防止委員会を開催し、事故防止支部委員会での取り組みをチェックし、改善を図ります。
- (3) 年4回の輸送の安全運動を下記の通り定め、期間中街頭指導や添乗指導を行います。
 - ①春の全国交通安全運動
 - ②夏の交通安全県民運動
 - ③秋の全国交通安全運動
 - ④年末年始輸送安全総点検運動尚、添乗指導につきましては、上記期間以外におきましても、接遇状況をはじめとしたチェックポイントが確実に実施されているか否か等を、全運転手を対象に計画・実施してまいります。
- (4) ほぼ全車両にデジタルタコメーターとドライブレコーダーの取付け、その運用を開始しています。機械による安全運転分析結果は乗務員の個人指導に役立て、ヒヤリハット事例（映像）を事故防止活動の安全教育教材として活用しています。
- (5) 役員をはじめ本社部門、営業所職員そして乗務員の代表者による安全マネジメント委員会を開催し、意見交換や双方向で情報の共有化を図ります。

6. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成24年度に輸送の安全性向上を目的として取り組んだ投資（新車購入、安全装置の設置など）を金額に示しますと232,534千円となります。

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等が発生した場合の報告・連絡体制は次の通りです。



8. 安全統括管理者

当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりであります。

安全統括管理者

取締役経営管理部長 中 田 邦 彦

9. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

輸送の安全を確保するため、次の通り平成25年度教育訓練計画を策定し、実施します。

(1) 運行管理者関係

独立行政法人自動車事故対策機構の基礎講習並びに一般管理者講習を受講させます。

運行管理者、補助者全員研修を年2回実施します。

(2) 乗務員関係

バスジャック等異常事態発生時の乗務員対応訓練を含む年2回の乗務員全員研修を開催する他、初任者研修や特別研修・車輛研修など適宜階層別研修を実施します。事故惹起者は独立行政法人自動車事故対策機構の特別講習を受講させます。

運転手チーム制を導入により、まずは安全マネジメントで重要な「ヒヤリハット」情報の収集に取り組み、その情報を教材とした事故活動を実施します。

(3) 整備管理者関係

整備管理者研修会議を年4回実施します。

10. 輸送の安全に関する内部監査結果

安全統括管理者による内部監査を実施しました。

実施結果での改善点については平成25年度の重要課題として解決するよう取り組みます。

〈 実施日 〉

現業部門監査

富山自動車営業所 平成25年4月10日

八尾自動車営業所 平成25年4月10日

黒部自動車営業所 平成25年4月10日

管理部門監査

自動車部運行管理課 平成25年4月10日

〈 実施結果（改善点） 〉

- ・常にドラレコ・デジタコを積極的に活用し、乗務員の管理監督、指導に生かすこと。

- ・運転業務に改善が見られない乗務員への指導を工夫すること。
- ・事故防止への取り組みがマンネリ化しないよう常に変化させること。
- ・運行管理者及び運転手は、常に運行管理規定を再確認し、遵守に努めること。
- ・今年度から取り組むチームリーダー制を安全管理面において有効なものとする

11. 安全管理規程

当社で定めた安全管理規程は次のとおりであります。

自動車事業安全管理規程

(目的)

第1条 富山地方鉄道株式会社自動車事業の輸送安全管理について、道路運送法第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を規定として定め、関係者が絶えず輸送の安全性向上に努め、事故の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 輸送安全管理について、つぎのとおり基本方針を定め、役員・従業員が一体となって輸送の安全性向上に努める。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し安全性向上の指導的役割を担う。また、現場の状況を把握し、従業員に対し、輸送の安全性の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 従業員もまた、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつける。
- (3) 安全マネジメントを、全社員が一丸となって確実に実施する。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化を図り、道路運送法第29条の3の規程に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行う。
- (5) 地鉄関係会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (6) 管理の受委託に係わる安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(運営方針)

第3条 前条の目的を達するため、つぎのとおり運営方針を定める。

- (1) 安全マネジメントを確実に実施する為、輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直しする。

- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定する。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行う。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内及び関係会社相互において必要な情報を伝達、共有する。
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

(経営者の責務)

第4条 社長は、輸送の安全確保に関する最終責任を有する。

- 2 役員は、輸送の安全確保に関し、予算の確保・体制の構築など必要な措置を講ずる。
- 3 役員は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 役員は、輸送の安全を確保するための、業務の実施及び管理の状況が適切かどうか確認し、必要な改善の指示を行う。

(安全統括管理者の選任等)

第5条 道路運送法等に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、輸送の安全確保を図る。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、解任する。
 - (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (2) 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。
 - (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(組織体制)

第6条 安全統括管理者は、自動車事業の安全マネジメントを統括管理する。

- 2 自動車事業の輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するため、次に掲げる者を選任する。
 - (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他 必要な責任者
- 3 自動車部長は、輸送の安全の確保に関し、営業所長等を統括し、指導監督を行う。
- 4 自動車部運行管理課長は、自動車部長を補佐する。
- 5 営業所長は、安全マネジメントに基き営業所管内を指導統括し、次長・主任はこれを補佐する。

- 6 運行管理者及び整備管理者は、営業所長の指示により、安全マネジメント及び運行管理・整備管理全般について実施処理する。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理し、輸送の安全確保を図る。

- 1 輸送安全に関する「計画・目標の策定」「実行」「評価」「改善」という一連の管理。
- 2 社員に対する関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底
- 3 輸送安全を確保するため、社員に対する教育・研修の実施管理
- 4 速やかな報告・連絡体制の整備と輸送安全に関する情報の共有化の管理
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じた内部監査の実施及び社長への報告。
- 6 輸送の安全の確保に関し、取締役社長に意見を述べる等必要な改善措置の実施。
- 7 運行及び整備に関する管理が適正に行われるよう、組織全般の統括管理。
- 8 運行管理者及び整備管理者等の情報の共有化及び判断基準の統一化。

(委員会の設置)

第8条 輸送の安全に関するマネジメント委員会を設置し、安全管理を推進する。委員会メンバー・審議・報告事項については別に定める。

(情報の伝達・共有)

第9条 輸送安全に関する情報の共有化を行い、安全マネジメント委員会等において意志の疎通を図る。

- 2 従業員は、輸送安全確保に関して支障を来たす状態を発見した時は、ただちに報告し情報を共有化し、関係者は適切な対策を講じなければならない。

(事故等の防止対策の検討・実施)

第10条 自動車部運行管理課長は、営業所長と協議のうえ輸送安全確保に関する活動年間計画を具体的に策定しマネジメント委員会に報告する。

- 2 輸送安全に関する目標を、営業所長は具体的な指標を用いて営業所毎に設定する。
- 3 営業所は計画に基づき管理者・乗務員・整備員一丸となって実施するものとする。
- 4 管理者は実施結果について評価し、改善計画の修正を行い、輸送安全確保の向上を図る。

(事故・災害が発生した場合に関する事項)

第11条 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は別に定める。

- 2 別に定める速報を要する事故・災害は、すみやかに口頭または文章をもって安全統括管理者・社長まで報告しなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(教育・研修)

第12条 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施する。

(内部監査)

第13条 安全統括管理者もしくは安全統括管理者が指名する者が実施責任者として、関係先に輸送安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故が発生した場合または同種の事故が繰り返し発生した場合など特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を社長に報告するとともに、改善すべき事項が認められた場合は、その方策を検討し当面必要となる緊急対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図らなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第14条 取締役社長は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(記録管理)

第15条 輸送安全に係わる会議の議事録、年間活動計画、目標の設定、評価など記録し保存する。担当者、保存期間などは別に定める。

平成18年10月 1日制定
平成21年 8月27日改定

以上